**第1章**

**総　　論**

## １　計画策定の趣旨

富山市においては、「障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える地域共生社会の実現をめざして」、令和３年３月に、「第４次富山市障害者計画」（令和３年度～令和８年度）と「第６期富山市障害福祉計画」（令和３年度～令和５年度）、「第２期富山市障害児福祉計画」（令和３年度～令和５年度）を策定し、障害のある人に関わる施策を総合的かつ計画的に推進し、障害福祉サービス等と障害児通所支援等の円滑な実施に努めてきました。

こうした中、令和４年６月に児童福祉法が改正され、①児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されるとともに、②児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化等が定められました。また、同年12月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）が改正され、①地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターと、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされるとともに、②就労選択支援の創設、③都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村⾧が意見できる仕組みの創設等が定められました。

これらを踏まえ、国（厚生労働省・こども家庭庁）は、令和５年５月に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）を改正し、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和８年度末の目標を設定するとともに、令和６年度から令和８年度までの第７期市町村障害福祉計画と第３期市町村障害児福祉計画の策定にあたって即すべき事項を示しました。

そこで、富山市において、引き続き、障害福祉サービス等と障害児通所支援等の円滑な実施を図るため、「第７期富山市障害福祉計画」と「第３期富山市障害児福祉計画」を策定します。

## ２　計画の性格

## (1) 計画の位置付け

「第７期富山市障害福祉計画」及び「第３期富山市障害児福祉計画」は、富山市の障害者施策全般に関する基本的な事項を定めた「第４次富山市障害者計画」の福祉サービス分野における計画期間の後期実施計画として位置づけています。

「第７期富山市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、国（厚生労働省）が示す基本指針を踏まえ、富山市における令和６年度から３年間の障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す計画です~~。~~

「第３期富山市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、国（こども家庭庁）が示す基本指針を踏まえ、富山市における令和６年度から３年間の障害児通所支援等の見込量とその確保策などを示す計画です。

策定・推進にあたっては、富山市地域福祉計画をはじめ、富山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、富山市子ども・子育て支援事業計画など、関連する計画との調和を図ります。

##### 図表１－１　障害のある人に関する計画の位置付け



### **(2) 計画の範囲**

「第７期富山市障害福祉計画」と「第３期富山市障害児福祉計画」における障害のある人とは、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者、小児慢性特定疾病患者等です。

## ３　計画の期間

「第７期富山市障害福祉計画」と「第３期富山市障害児福祉計画」の期間は、国（厚生労働省・こども家庭庁）の基本指針を踏まえ、令和６年度から令和８年度までの３年間とします。

##### 図表１－２　計画の期間

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平 成 27 年 度 | 平 成 28 年 度 | 平 成 29 年 度 | 平 成 30 年 度 | 令 和 元 年 度 | 令 和 ２ 年 度 | 令 和 ３ 年 度 | 令 和 ４ 年 度 | 令 和 ５ 年 度 | 令 和 ６ 年 度 | 令 和 ７ 年 度 | 令 和 ８ 年 度 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 富  山  市 | 第３次障害者計画 | | | | | | 第４次障害者計画 | | | | | |
| 第４期障害福祉計画 | | | 第５期障害福祉計画 第１期障害児福祉計画 | | | 第６期障害福祉計画 第２期障害児福祉計画 | | | 第７期障害福祉計画 第３期障害児福祉計画 | | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

## ４　基本理念

富山市においては、障害者基本法の趣旨（「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」）等を踏まえ、「第４次富山市障害者計画」（令和３年度～令和８年度）と「第６期富山市障害福祉計画」（令和３年度～令和５年度）、「第２期富山市障害児福祉計画」（令和３年度～令和５年度）の基本理念に「障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える地域共生社会の実現をめざして」を掲げました。

したがって、「第７期富山市障害福祉計画」と「第３期富山市障害児福祉計画」においても、「障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える地域共生社会の実現をめざして」を基本理念とし、障害福祉サービス等と障害児通所支援等の一層の充実を図ります。

## ５　基本方針

「第４次富山市障害者計画」と「第６期富山市障害福祉計画」、「第２期富山市障害児福祉計画」では、上記の基本理念のもと、７つの基本的視点を示しました。これら富山市の基本的視点と国（厚生労働省・こども家庭庁）の基本指針の基本的理念を踏まえ、障害福祉サービス等と障害児通所支援等の一層の充実に向けた５つの基本方針を定めます。

### **(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援**

地域共生社会の実現に向け、障害のある人が、可能な限り、自らの決定に基づく支援を受けられるよう配慮するとともに、障害のある人の自立と社会参加が図られるよう、ニーズ等を踏まえた新たなサービスの検討・検証を行い、サービス等の提供体制の整備に努めます。

### **(2) 障害の種別によらないサービス等の提供**

サービス等の提供にあたっては、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、小児慢性特定疾病等の種別にかかわらず、これらの障害のある人が必要な時に適切なサービスを受けられるよう、ニーズ等を踏まえ、サービス等の提供体制の確保に努めます。

### **(3)　個々の課題に対応したサービス提供体制や生活の場の整備**

サービス提供体制や生活の場の整備にあたっては、障害のある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や地域生活を継続するためのグループホーム等の整備やグループホーム等をはじめとするサービス提供事業所における人材の確保、質の向上などの課題に対応する必要があります。こうした課題に地域全体で対応する仕組みを構築するため、地域生活支援の拠点等の整備やＮＰＯなどによるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用するよう努めます。なお、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、障害の重症化や重度化、家族を含めた高齢化に伴う「親亡き後」などの課題を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、自立を希望する人に対する支援に取り組みます。また、相談支援を中心に、ライフステージごとに応じた支援と切れ目のない支援に努めます。

### **(4) 障害のある人の就労などの社会参加を支える取り組み**

障害のある人が、その個性や能力を発揮し、地域社会における様々な活動に参加できるよう、個々に応じた就労の機会の拡大に取り組むとともに、スポーツや文化芸術などの多様な活動に参加するための機会の確保に努めます。

### **(5) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援**

障害のある児童の健やかな育成を支援する観点から、発達の遅れや障害などに早期に対応できるよう、質の高いサービス等の提供体制の整備に努めることにより、保育や教育等において、障害の有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できる環境づくりを推進します。また、障害児入所施設に入所している児童も含め、その発達段階に応じてふさわしい環境に円滑に移行できるよう、切れ目のない支援に取り組むとともに、医療的ケアを必要とする児童に対する支援体制の構築を図るため、関係機関等との連携に努めます。

## ６　福祉サービスの概要

「第７期富山市障害福祉計画」に関わる障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

自立支援給付の「介護給付」には、「居宅介護」「重度訪問介護」「重度障害者等包括支援」「同行援護」「行動援護」「生活介護」「療養介護」「短期入所」「施設入所支援」、「訓練等給付」には、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労選択支援」「就労移行支援」「就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」があり、「障害福祉サービス」はこれら16のサービスの総称です。障害福祉サービスは、18歳から64歳までの障害のある人に適用されるのはもちろんですが、「居宅介護」「短期入所」などの介護給付の一部などは、18歳未満の障害のある児童にも適用されます。また、「同行援護」などの障害福祉サービス固有のものは、65歳以上の人にも適用されます。なお、要介護認定者には、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は介護保険サービスが適用されますが、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、利用者の個別の状況に応じ、65歳以上も引き続き適用される場合もあります。

「第３期富山市障害児福祉計画」に関わる児童福祉法に基づく福祉サービスには、「障害児通所給付」として、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」の４つのサービス、「障害児入所給付」として、「福祉型」と「医療型」があり、原則として、18歳未満に適用されます。なお、「障害児入所給付」は都道府県が実施します。

##### 図表１－３　福祉サービスの適用年齢区分

０歳 18歳 40歳 65歳

児童福祉法

（障害児通所

支援等）

障害者総合支援法

障害福祉サービス

地域生活支援事業

訓練等給付

介護給付の一部

障害福祉サービス固有のもの

介護保険法

（介護保険サービス）

特定疾病患者

##### 図表１－４　市町村における福祉サービスの体系

